

大和市地域医療センター条例逐条解説

(目的及び設置)

第1条 休日及び夜間における市民の応急の医療を確保し、並びに市民の疾病の予防及び健康の増進を図るため、地域医療センターを設置する。

【解説】

第1条は、地域医療センター設置の目的について規定したものである。

(名称及び位置)

第2条 前条に規定する地域医療センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市地域医療センター(以下「センター」という。)
- (2) 位置 大和市鶴間一丁目28番5号

【解説】

第2条第1項第1号は、施設の正式名称について規定したものである。

第2条第1項第2号は、その所在地について規定したものである。

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 大和市地域医療センター休日夜間急患診療所(以下「診療所」という。)
- (2) 市民の疾病の予防及び健康の増進に資する施設(以下「講習室」という。)

【解説】

第3条は、地域医療センター内に設置されている市施設について規定したものである。

参照条文 大和市地域医療センター条例施行規則第2条

(事業)

第4条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 診療所における医療の提供に関すること。
- (2) 市民の疾病の予防及び健康の増進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

【解説】

第4条は、地域医療センターで行う事業について規定したものである。

第1号は、主に休日夜間急患診療事業を指すが、災害時医療等、広く市が実施する医療の提供に係るものも含むものである。

第2号は、市で実施する第1号以外の各種保健事業を含むものである。

第3号は、第1号及び第2号以外の事業について、必要に応じて地域医療センターでの実施を認めるものである。ただしその事業の目的は第1条に掲げるものに限るとの趣旨であり、実施に当たっては市長の許可を必要とする。

(診療科目)

第5条 診療所の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科

【解説】

第5条は、地域医療センター休日夜間急患診療所内で診察する診療科目について規定するものである。ただし内科及び小児科以外の診療科目については、第1条の目的に沿ったものであり、かつ関係法令の規定に反しない限りにおいて、認められるべきものである。

(診療時間)

第6条 診療所の診療時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日まで 午後8時から午後11時まで
- (2) 日曜日 午前9時から正午まで、午後2時から午後5時まで及び午後8時から午後11時まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日の診療時間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から正午まで、午後2時から午後5時まで及び午後8時から午後11時まで
- (2) 12月30日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。） 午前9時から正午まで、午後2時から午後5時まで及び午後8時から午後11時まで

【解説】

第6条は、市の休日夜間急患診療事業で設置される診療所の診療時間について規定したものである。

第6条第2項第2号で年末年始を12月30日としたのは、一般的に年末年始期間とされる12月29日に開業する医療機関が多く、休日急患診療所との重複を避け、限られた医療資源を効率的に運用する考えからである。

(診療費用等)

第7条 診療所を利用する者は、次に掲げる費用の額を市長に納付しなければならない。

(1) 診療を受けるときは、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額。ただし、保険診療によらないで診療を受ける者については、診療報酬の算定方法により算定した額に1.5を乗じて得た額とする。

(2) 診断書等の文書の交付を求めるときは、次に掲げる手数料の額

ア 診断書の交付

(ア) 自動車損害賠償責任保険用診断書、障害認定用診断書、生命保険用診断書その他記載事項がこれらに類するもの 1通につき 3,000円

(イ) その他の診断書 1通につき 1,500円

イ 証明書の交付

(ア) 自動車損害賠償責任保険用診療報酬明細書その他記載事項がこれに類するもの 1通につき 2,000円

(イ) その他の証明書 1通につき 1,000円

2 前項に定めるもののほか、市長は、診療その他に特別に経費を要したときは、その実費相当額を徴収することができる。

【解説】

第7条は、市の休日夜間急患診療事業で設置される診療所を利用した者が、その納付すべき診療費用について規定したものである。

第7条第1項第1号では、保険診療による者の場合は、診療報酬の算定方法を厚生労働省告示に基づくと規定している。保険診療によらないで診療を受ける者の場合には、上記診療報酬の算定方法で算定されたものに1.5を乗じた額と規定している。

なお、保険診療によらないで診療を受ける者とは、医療保険証等を診療所窓口に参加しなかった全ての者を含むものとする。

第7条第1項第2号では、利用者の求めに応じて交付される診断書及び証明書について手数料を規定している。これらの診断書等は、原則、診断を受けた本人または同世帯の者に交付するものとする。

(診療費用等の減免)

第 8 条 市長は、必要があると認めるときは、前条に規定する診療費用等を減免することができる。

【解説】

第 8 条は、診療費用等の減免について規定したものである。診療費用等とは、第 7 条に掲げる費用を言う。また、本条の減免を必要とする者は、大和市地域医療センター施行規則第 3 条に規定する診療所診療費用等減免申請書を市長に提出しなければならない。減免に当たっては、個別に事情を判断し、決定するものとする。

参照条文 大和市地域医療センター条例施行規則第 3 条

(講習室の使用の承認)

第 9 条 第 4 条第 2 号及び第 3 号に規定する事業を行うために、講習室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 講習室の使用日及び使用時間（以下「使用日時」という。）は、第 6 条第 2 項各号に定める日及び 1 2 月 2 9 日を除く月曜日から土曜日までの午前 9 時から午後 5 時までとし、その使用時間の区分は、1 時間ごととする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、使用日時を臨時に変更することができる。

【解説】

第 9 条は、講習室の使用について、事前の市長による承認の必要性を謳い、また申請に際しての承認基準並びに使用時間について規定したものである。利用承認に当たっては、その使用目的が第 4 条第 2 号「市民の疾病の予防及び健康の増進に関すること」に合致しているかどうかを承認の可否を判断する基準となる。具体的には、以下のようなものが考えられる。

例) 市民(団体) の主催する保健福祉分野に関する講演会。

なお、申請者は大和市民の別、法人・個人の別等を問わない。

また使用の承認にあたっては、市長は当該申請に係る承認に際し、「営利目的で使用しない」等の条件を付す場合があるほか、市で緊急に使用する必要が生じた場合などに、使用日及び使用時間を臨時に変更する場合がある。

参照条文 大和市地域医療センター施行規則第 4 条

(使用の不承認)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の規定による使用の承認をしない。

- (1) センターの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたととき。
- (2) センターの施設、設備等(以下「施設等」という。)を損傷又は滅失するおそれがあると認めたととき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたととき。
- (4) その他市長が管理上その使用を不相当と認めたととき。

【解説】

第 10 条は、講習室の使用について、その不承認とする基準について規定したものである。第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号以外の使用については、これを認めないところだが、本条に掲げるものについても特に不承認とする事由であるとして定めたものである。これらは現実に行われるかどうかを問わず、申請時にその予見が可能となった段階で不承認とする趣旨である。

(使用承認の取消し等)

第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項の規定による使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 使用の申込みに偽り又は不正があったとき。
- (2) 第 9 条第 2 項の条件に違反したとき。
- (3) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 天災等により本市において緊急の必要が生じたとき。
- (6) その他市長が管理上支障があると認めたととき。

【解説】

第 11 条は、決定した講習室の使用承認を、その承認後においても取り消しまたは変更することができるとした規定である。さらにその事由として 6 項目を挙げている。なお、決定された使用承認に係る講習室の使用の途中に、これらの事由に該当する状態となった場合においても市長はただちに中止をすることができるものである。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、講習室の使用を終わったときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたときも同様とする。

【解説】

第12条は、講習室使用後の現状復帰義務について規定したものであり、その義務は第11条の規定による使用中止時の場合にも課せられるものである。ただし、天災等、現に危険が及ぶ際においてはこの限りではないものと解する。

(損害賠償義務)

第13条 センターを利用する者が、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

【解説】

第13条は利用者に対する損害賠償義務について規定したものである。損害賠償に当たっては、当該損傷又は滅失前の状態と同程度まで行うべきものとする。なお、本条ただし書きについては、それぞれ個別の事情に応じて判断するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

第14条は、大和市地域医療センター条例施行規則への委任規定である。